

〈補足資料〉

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第 47 条 1 項、車両制限令第 3 条)

➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。 ※車両総重量 20t を超える違反車両

⇒軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

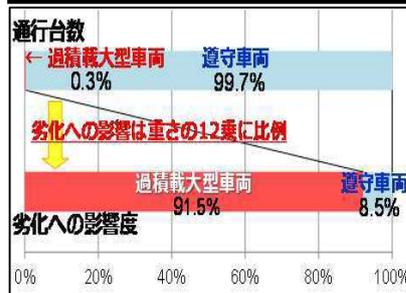
舗装のひび割れ



橋の裏面の様子
(床版のひび割れ)



道路橋の劣化に与える影響



～重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対する即時告発の実施～

国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、軸重 20t の車 1 台が 10t 車の約 4,000 台相当となり、全走行車両のわずか 0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしています。

そのため、これまで違反で重大交通事故を発生させた者や指導にも係わらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発をしてきましたが、今後は、特に基準の 2 倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化することとしています。